

# 平成27年度大阪地方最低賃金審議会

## 第311回総会（27年度第1回） 会議次第

平成27年6月16日（火） 午前9時00分  
（大阪合同庁舎第4号館2階 第2共用会議室）

1 開 会

2 議 事

（1）審議会会長及び会長代理の選出について

（2）小委員会等の設置について

（3）その他

3 閉 会

# 大阪地方最低賃金審議会第311回総会

(平成27年度 第1回総会)

## 資 料 目 次

資料 1 大阪地方最低賃金審議会委員名簿 (第44期)

資料 2 大阪地方最低賃金審議会運営規程

資料 3 平成27年度大阪地方最低賃金審議会小委員会等委員名簿  
(選任後、配布)

資料 4 中小企業・小規模事業者への支援事業

(4-1) 「専門家派遣・相談等支援事業」の見直しについて

(4-2) 中小企業等事業主向け最低賃金ワンストップ無料相談 (リーフレット)

(4-3) 最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援事業

(4-4) 専門家派遣・相談等支援事業実施結果

資料 5 各団体からの最低賃金改正等に係る要請書等

(5-1) 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(5-2) 関西合同労働組合

(5-3) 全日本建設交通一般労働組合大阪府本部及び同・大阪トラック部会

(5-4) 全大阪労働組合総連合 (大阪労連)

(5-5) 近畿地方交通運輸産業労働組合協議会・大阪交通運輸産業労働組合  
協議会

## 大阪地方最低賃金審議会委員名簿（第44期）

平成27年5月1日任命

	氏名	現職	備考
公益委員	高瀬 桂子	弁護士	
	富田 安信	同志社大学社会学部 教授	
	長尾 謙吉	大阪市立大学大学院経済学研究科 教授	新任
	服部 良子	大阪市立大学大学院生活科学研究科 准教授	
	深井 麗雄	関西大学 非常勤講師	
	水島 郁子	大阪大学大学院高等司法研究科 教授	
労働者委員	井尻 雅之	日本労働組合総連合会大阪府連合会 副事務局長	
	太田 淳	電機連合大阪地方協議会 事務局長	新任
	上山 智美	ヤマト運輸労働組合西大阪支部 支部副執行委員長	新任
	櫛田 郁子	万代ユニオン中央執行副委員長	新任
	楠本 敏久	UAゼンセン大阪府支部 次長	
	中井 寛哉	JAM大阪 書記長	新任
使用者委員	近藤 博宣	大阪商工会議所 総務広報部長	新任
	中井 正郎	公益社団法人関西経済連合会 労働政策部長	
	中野 光男	富士精版印刷株式会社 専務取締役	新任
	西田 正治	大阪府中小企業団体中央会 専務理事	新任
	古谷 裕子	北港運輸株式会社 代表取締役上席執行役員	新任
	吉田 博子	有限会社ウサギヤ・アンド・サンズ 専務取締役	

(50音順)



## 大阪地方最低賃金審議会運営規程

## (規程の目的)

第1条 大阪地方最低賃金審議会（以下、「審議会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

## (会議の招集)

第2条 審議会の会議（以下、「会議」という。）は、会長が必要と認めたときのほか、大阪労働局長、6人以上の委員又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が招集する。

2 前項の規定により、大阪労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、会長に通知しなければならない。

3 会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、大阪労働局長に通知するものとする。

## (小委員会等の設置)

第3条 会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会等を設けることができる。

## (委員の欠席)

第4条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を会長に適当な方法で通知しなければならない。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在になるときは、あらかじめ会長に適当な方法で通知しなければならない。

## (会議における発言)

第5条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。

3 審議会は、会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録又は議事要旨を作成し、議事録には、会長及び会長の指名した委員2人（労使1人ずつ）が署名するものとする。

2 議事録及び議事要旨並びに会議の資料は、原則として公開とする。ただし、議事録及び会議の資料は、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、非公開とすることができる。

3 前2項の規定は、小委員会等について準用する。

(意見等の提出)

第8条 会長は、審議会が議決を行ったときは、答申書等を大阪労働局長に送付するものとする。

(小委員会等の議事運営)

第9条 この規程に定めるもののほか、小委員会等の議事運営に関し必要な事項は、小委員会等の長が当該小委員会等に諮って定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則

この規程は、平成13年4月27日から施行する。

改 正 この規程は、平成14年4月24日から施行する。

## 平成27年度大阪地方最低賃金審議会小委員会等委員名簿

平成27年6月16日

## 1 運営小委員会 委員

公益代表委員 富田委員 服部委員 水島委員

労働者代表委員 井尻委員 楠本委員

使用者代表委員 近藤委員 中井(正郎)委員

## 2 特別小委員会 委員

公益代表委員 高瀬委員 長尾委員 服部委員 深井委員

労働者代表委員 井尻委員 太田委員 楠本委員 中井(寛哉)委員

使用者代表委員 近藤委員 中井(正郎)委員 中野委員 西田委員

## 3 基本問題協議会 委員

公益代表委員 高瀬委員 富田委員 長尾委員

労働者代表委員 井尻委員 楠本委員 中井(寛哉)委員

使用者代表委員 近藤委員 中井(正郎)委員 西田委員

(50音順)

第一編 總論

第一章 緒論

第二章 會員委員會

- 一、會員委員會之組織
- 二、會員委員會之職權
- 三、會員委員會之任務
- 四、會員委員會之地位
- 五、會員委員會之權力
- 六、會員委員會之責任
- 七、會員委員會之監督
- 八、會員委員會之報告
- 九、會員委員會之選舉
- 十、會員委員會之罷免

第三章 會員委員會之組織

- 一、會員委員會之組織
- 二、會員委員會之職權
- 三、會員委員會之任務
- 四、會員委員會之地位
- 五、會員委員會之權力
- 六、會員委員會之責任
- 七、會員委員會之監督
- 八、會員委員會之報告
- 九、會員委員會之選舉
- 十、會員委員會之罷免

第四章 會員委員會之職權

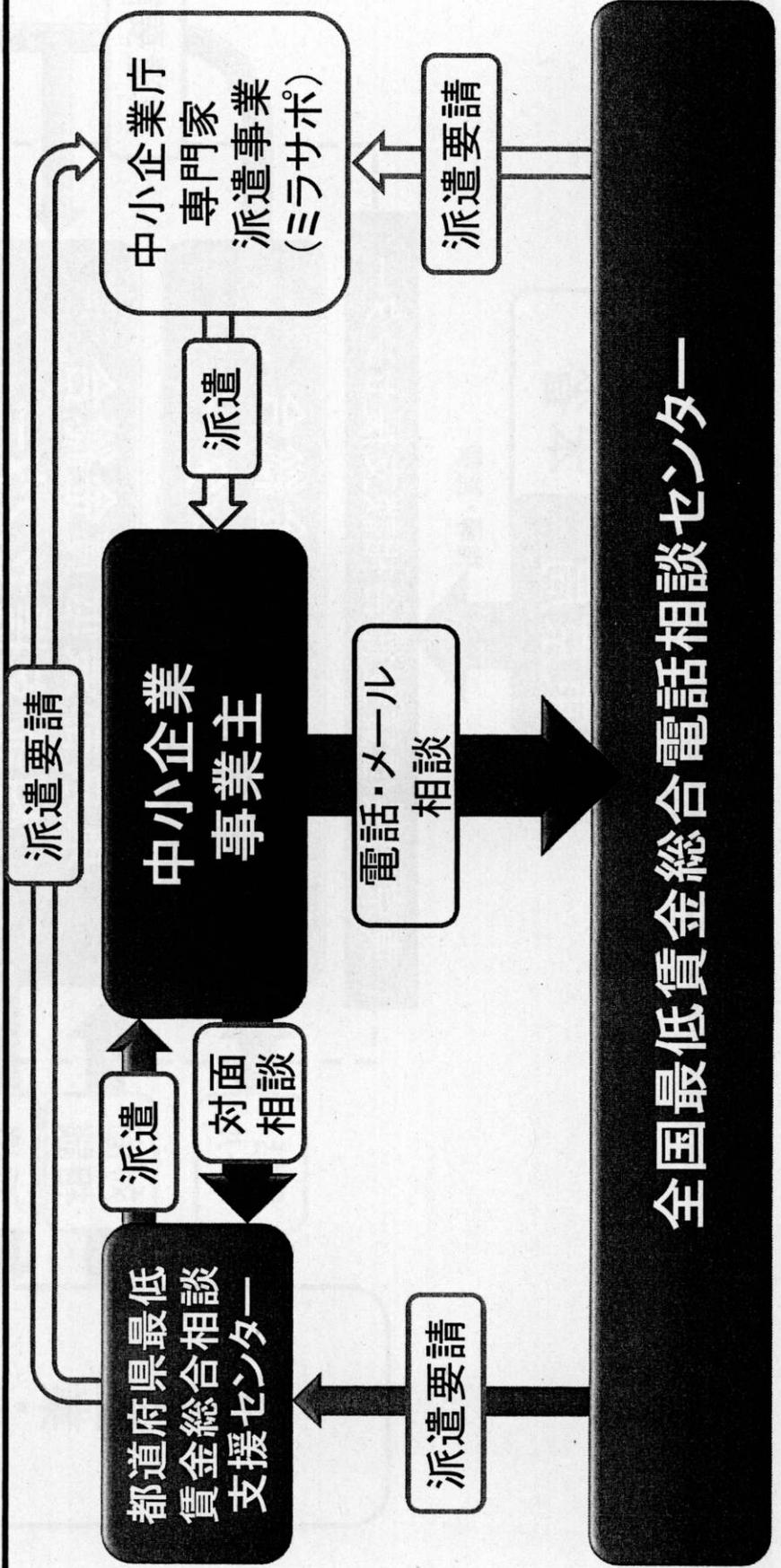
- 一、會員委員會之職權
- 二、會員委員會之任務
- 三、會員委員會之地位
- 四、會員委員會之權力
- 五、會員委員會之責任
- 六、會員委員會之監督
- 七、會員委員會之報告
- 八、會員委員會之選舉
- 九、會員委員會之罷免

附錄

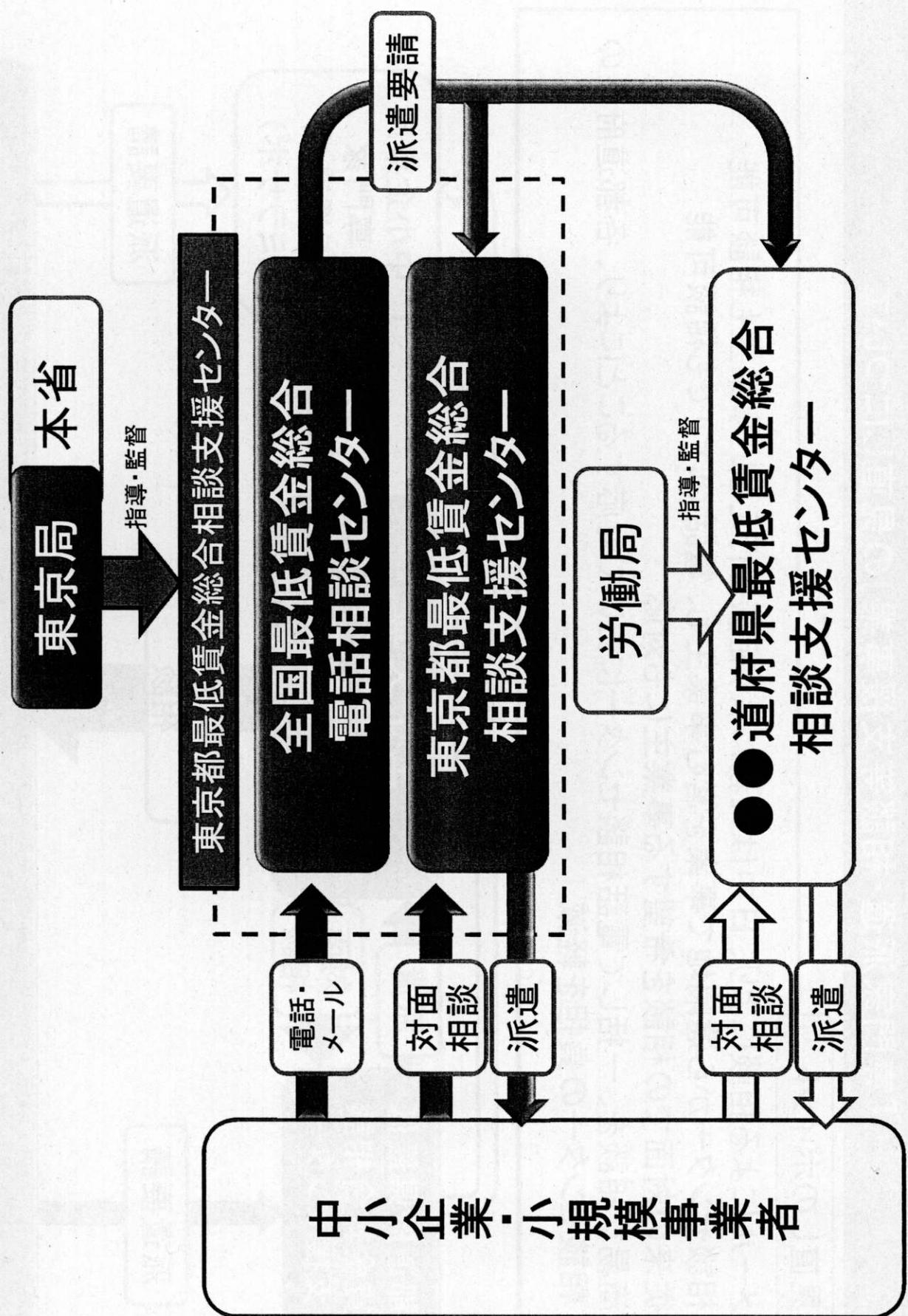
「専門家派遣・相談等支援事業」の見直しについて

見直しのポイント

- ・メールによる相談により、日中は業務により相談を行えない事業主も相談可能
- ・相談センターから遠隔地で事業を営む事業主も、電話でいつでも相談可能
- ・従来の対面での相談を希望する事業主にも対応
- ・簡易な相談を、一括して電話相談センターにおいて対応することにより、各都道府県の相談センターの負担を軽減



# 事業運営体制について





## 最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援事業

厚生労働省は経済産業省と連携し、最低賃金の引上げにより、影響を受ける中小企業に対する以下の支援を実施しています。

### [1]全国的支援策:ワン・ストップ&無料の相談・支援体制を整備(最低賃金引上げに向けた中小企業専門家派遣・相談等支援事業)

生産性の向上などの経営改善に取り組む中小企業の労働条件管理などのご相談などについて、中小企業庁が実施する支援事業と連携して、ワン・ストップで対応する相談窓口を開設しています。

### [2]業種別支援策:最低賃金引上げに向けた、業種別団体の賃金底上げのための取組を支援(業種別団体助成金の支給)

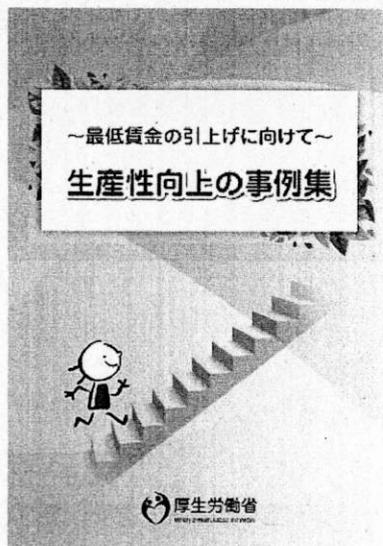
全国規模の業界団体による接客研修や、共同購入などのコスト削減の実験的取組などへの助成をします。(1団体の上限2,000万円)

### [3]個別支援策:最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者の取組を支援(業務改善助成金の支給)

事業場内の時間給800円未満の労働者の賃金を引き上げた中小企業・小規模事業者に対して、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等に係る経費の一部を助成します(上限150万円)。

## 生産性向上の事例集 ～最低賃金の引上げに向けて～

この度、業種別中小企業団体助成金や業務改善助成金を活用し、業務の効率化や働き方の見直しなどを実施して生産性向上を実現し、賃金の引上げを行った事例を集めた冊子を作成いたしました。



☞ [生産性向上の事例集 ～最低賃金の引上げに向けて～](#)[6.435KB]

## 中小企業・小規模事業者への支援施策紹介マニュアル

厚生労働省及び中小企業庁では、最低賃金の引上げに向けた企業の取組にご活用いただける支援措置に関して、その内容や関連する相談窓口をご紹介しますとともに、各相談窓口の連携を強化すべくマニュアルを作成いたしました。



平成27年5月

厚生労働省・中小企業庁

📄 [マニュアル 全文 \[1,568KB\]\[1,283KB\]](#)



〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 電話:03-5253-1111(代表)  
Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare, All Right reserved.

中小企業等事業主向け

最低  
賃金ワン・ストップ  
無料相談のご案内大阪労働局労働基準部賃金課  
(06-6949-6502)

悩んでおられませんか

賃金制度の見直しはどうすれば……？

生産方法や販売方法を改善したい……！

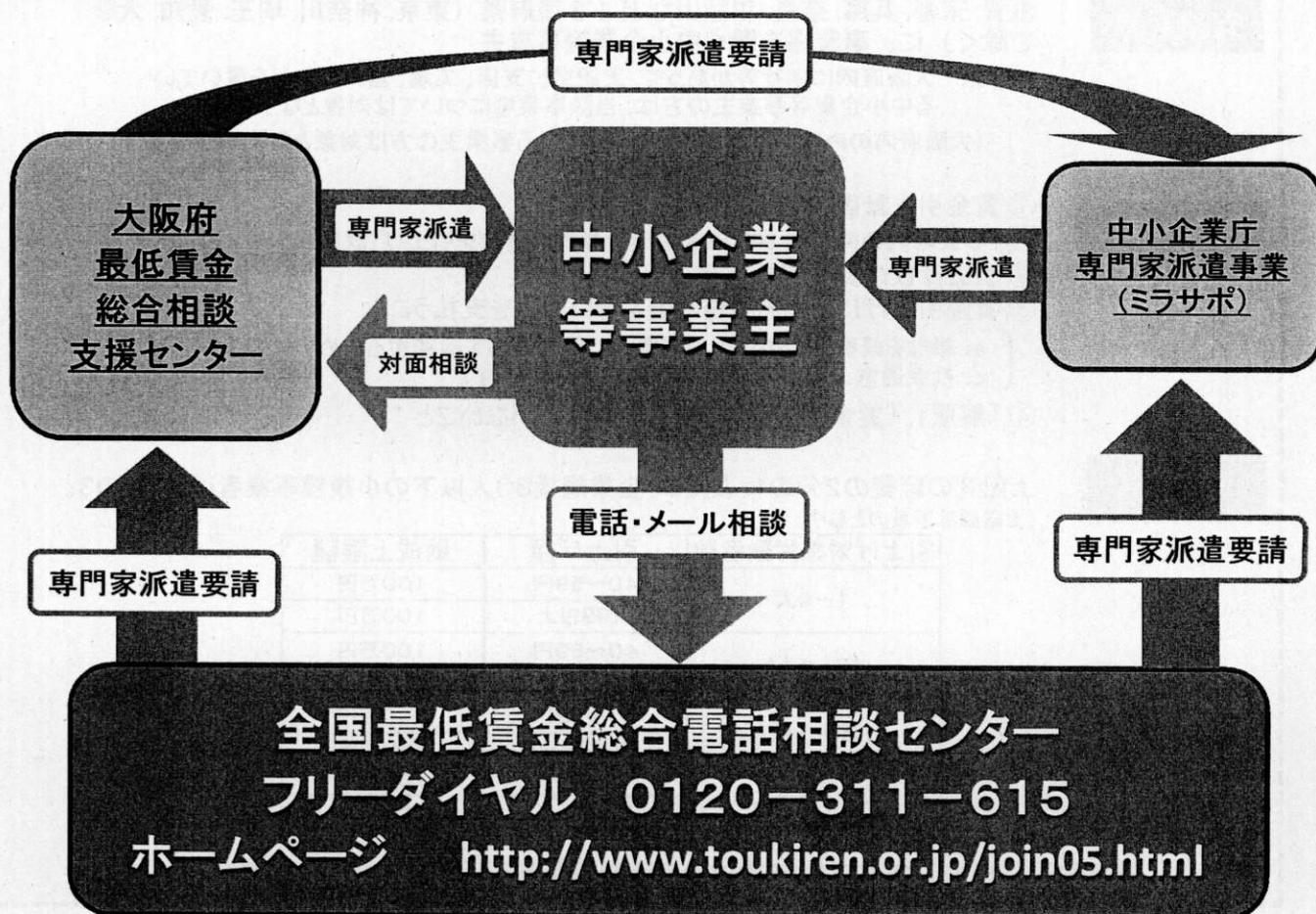
専門家の派遣も無料です！



## ■ 経営課題と労務管理の相談をワン・ストップかつ無料で提供します

最低賃金の引上げによる影響を受ける中小企業等事業主の皆様を支援するため、さまざまな経営面、労働面の課題を明らかにし、問題解決を支援するためのワン・ストップで無料の相談窓口として、全国最低賃金総合電話相談センターと大阪府最低賃金総合相談支援センターを設けております。

ぜひ、ご利用してください。まずは、全国最低賃金総合電話相談センター窓口へ！ご相談の内容によっては、専門家の派遣も行っております。



● 経営課題に関する相談の例

- ① 販路開拓
- ② 新規事業
- ③ 技術指導
- ④ 資金調達
- ⑤ マーケティング
- ⑥ IT活用による経営力強化
- ⑦ 支援制度のご案内など

● 労働条件管理に関する相談の例

- ① 賃金・退職金・労働時間制度の見直し
- ② 就業規則(賃金規定等)の改正
- ③ 高齢者雇用
- ④ 人材育成
- ⑤ 労働安全衛生対策
- ⑥ 業務改善助成金などの厚労省関係支援制度のご案内

ワン・ストップ無料相談窓口はこちら

全国最低賃金総合電話相談センター (フリーダイヤル又はメールでご相談ください。)

フリーダイヤル 0120-311-615  
ホームページ <http://www.toukiren.or.jp/join05.html>

大阪府最低賃金総合相談支援センター

(まずは、お電話で相談日等の  
予約をしてください。)

〒530-0043

大阪市北区天満2-1-12 天満橋SEビル  
大阪府社会保険労務士会事務局内  
TEL 06-4800-8188  
FAX 06-4800-8177

業務改善助成金

中小企業等事業主の皆様を支援するため業務改善助成金(中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金)を設けております。

支給対象

滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山など42道府県(東京、神奈川、埼玉、愛知、大阪を除く)に、事業場を置く中小企業等事業主

※ 大阪府内に本社等があって、上記県に支店、工場、営業所などを置いている中小企業等事業主の方は、当該事業場については対象となります。

(大阪府内のみに本社、支店等を置いている事業主の方は対象となりません。)

支給の要件

- ① 賃金引上げ計画の策定  
※ 事業場内の時間給 800 円未満の労働者の賃金を引上げ(就業規則等に規定)
- ② 引上げ後の賃金支払実績
- ③ 賃金引上げに資する業務改善を行い費用を支払うこと  
〔 a. 単なる経費削減のための経費、b. 職場環境を改善するための経費、  
c. 社会通念上当然に必要となる経費は除きます。 〕
- ④ 「解雇」、「賃金引下げ」等の不交付事由がないこと

支給額

上記③の経費の2分の1、ただし、企業規模30人以下の小規模事業者は、4分の3。  
(上限額は下表のとおり)

引上げ対象労働者数	引上げ額	助成上限額
1~9人	40~59円	100万円
	60円以上	100万円
10~14人	40~59円	100万円
	60円以上	130万円
15~19人	40~59円	100万円
	60円以上	140万円
20人以上	40~59円	100万円
	60円以上	150万円

業務改善助成金については、支給対象の事業場がある労働局にご相談ください。



[1]全国的支援策:ワン・ストップ&無料の相談・支援体制を整備

最低賃金引上げに向けた中小企業専門家派遣・相談等支援事業

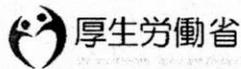


経済産業省(中小企業庁)との連携

- ・ 都道府県庁所在地の中小企業団体に委託して[1]相談、[2]中小企業への専門家派遣、[3]セミナー開催を実施する「最低賃金総合相談支援センター」を設置(47箇所)。

※ 中小企業が抱える経営課題への支援体制を強化するため、経済産業局が中心となって専門家を派遣すること等により、中小企業の経営相談に対応する各地域の支援機関の連携の強化、支援能力の向上を図る事業。

- [お問い合わせはこちらへ](#)



〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 電話:03-5253-1111(代表)  
Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare, All Right reserved.

### 臺灣社會福利

精選臺灣社會福利政策與服務之發展與挑戰

臺灣社會福利政策與服務之發展與挑戰

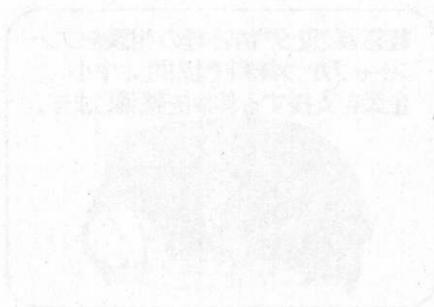


Figure 1: A photograph showing a person sitting at a table, possibly in a community center or office setting.

This section discusses the development and challenges of social welfare policies and services in Taiwan. It highlights the importance of social welfare in promoting social justice and equity. The text mentions the role of the government and various organizations in providing social welfare services. It also discusses the challenges faced by these services, such as limited resources and the need for more effective service delivery. The text concludes by emphasizing the need for continued research and innovation in social welfare to better serve the needs of the population.

### 臺灣社會福利

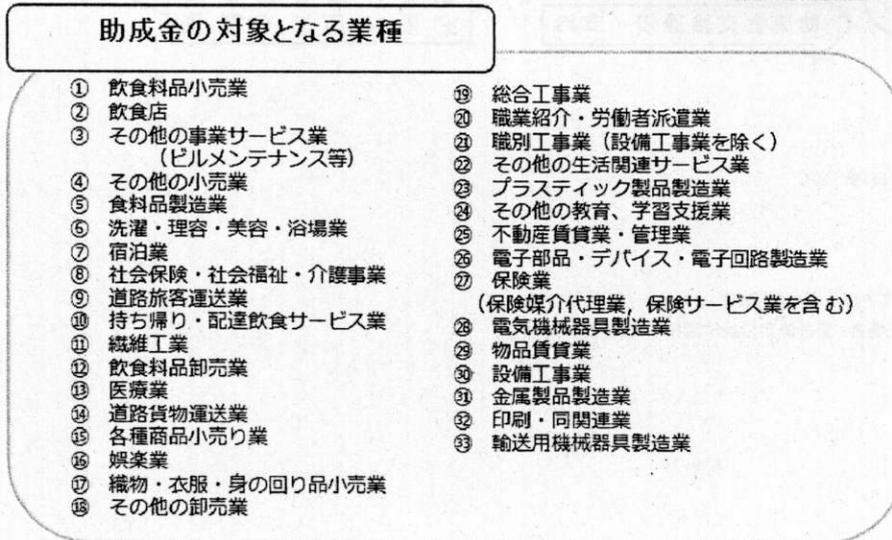
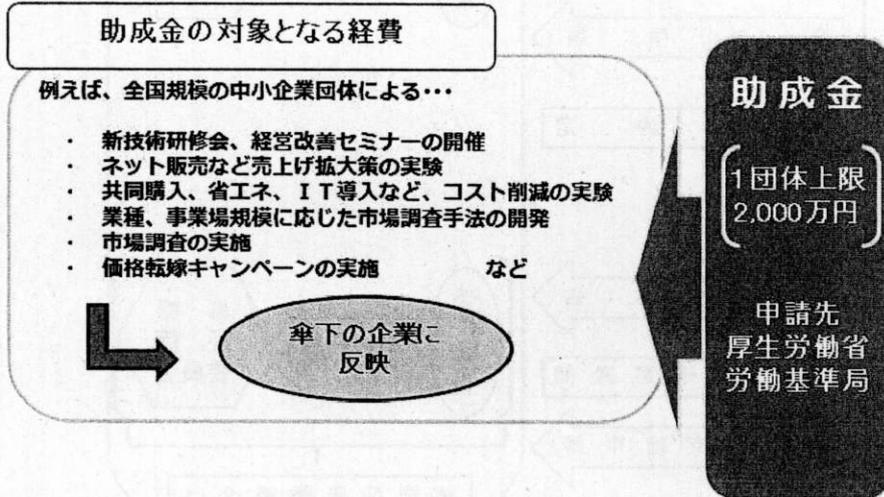
This section discusses the development and challenges of social welfare policies and services in Taiwan. It highlights the importance of social welfare in promoting social justice and equity. The text mentions the role of the government and various organizations in providing social welfare services. It also discusses the challenges faced by these services, such as limited resources and the need for more effective service delivery. The text concludes by emphasizing the need for continued research and innovation in social welfare to better serve the needs of the population.



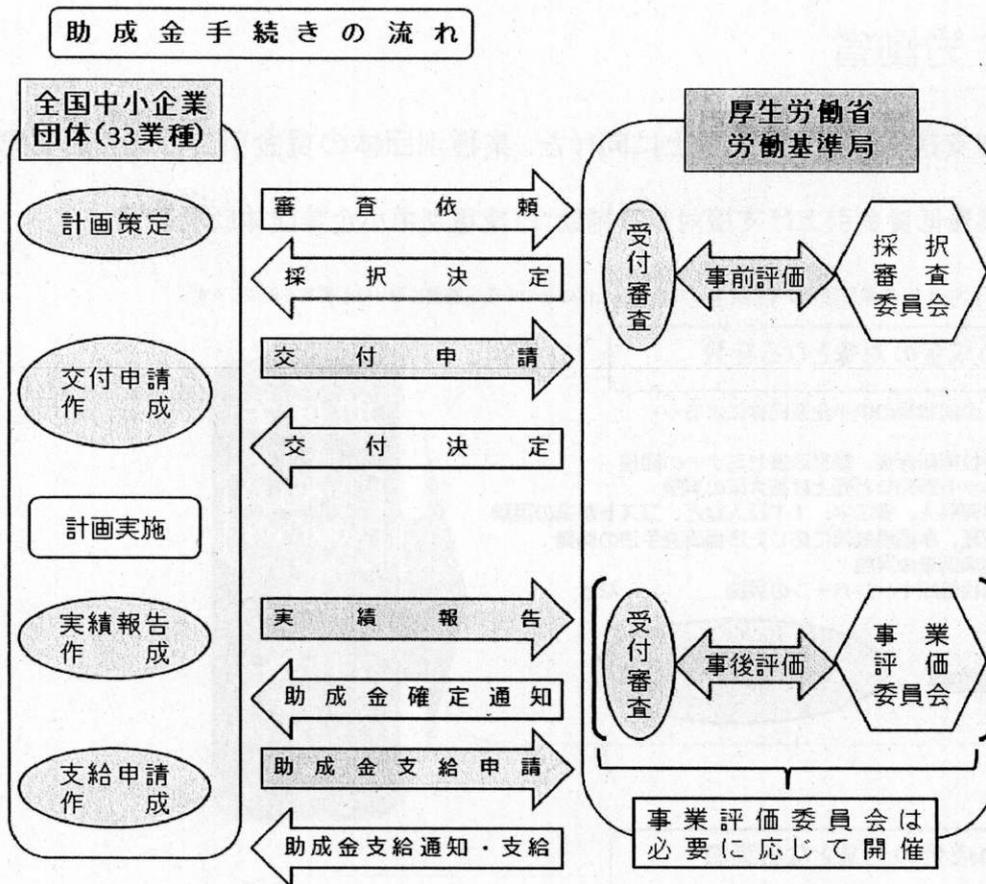
[2]業種別支援策:最低賃金引上に向けた、業種別団体の賃金引上げのための取組を支援

(中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金(業種別中小企業団体助成金))

最低賃金引上げに向けて、業種別団体が業界を挙げて賃金引上げのための環境整備に取り組む費用を助成します。



助成金の支給手続



**1 公募期間**

平成27年3月17日(火)から平成27年4月17日(金)まで

**2 事業終了締切日**

事業は、平成28年2月末日までに終了する必要があります。

(注) 本事業は、平成27年度予算が成立した場合、交付決定以後に開始することとなります。

- ☐ [申請書](#) [87KB]
- ☐ [助成金要綱](#) [346KB]
- ☐ [助成金要領](#)[58KB] [58KB]
- ☐ [公募要領](#) [69KB] [69KB]

**(参考)過去の助成団体**

過去に業種別団体助成金を支給した団体の取組をご紹介します。

- ☐ [平成25年度](#) [74KB]

■ お問い合わせは厚生労働省労働基準局労働条件政策課賃金時間室へ

電話 03-5253-1111(内線5533)



〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 電話:03-5253-1111(代表)  
Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare. All Right reserved.



### [3]個別支援策:最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者の取組を支援

#### 中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金(業務改善助成金)

事業場内の時間給800円未満の労働者の賃金を引き上げた中小企業・小規模事業者に対して、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等に係る経費の一部を助成します。

※平成26年度補正予算成立にともない、引上げ人数に応じて助成上限額の引上げを行いました(上限150万円)。

#### 業務改善助成金の対象地域一覧

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、新潟県、富山県、静岡県、三重県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

● お問い合わせは各都道府県労働局賃金課(室)へ

#### (支給の要件)

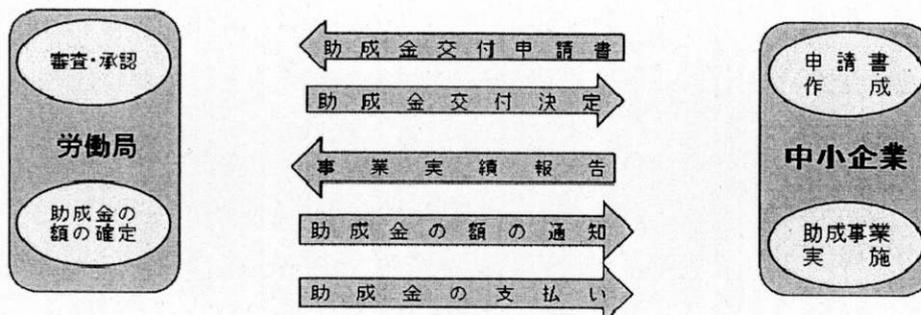
- 1 賃金引上げ計画の策定  
事業場内の時間給 800 円未満の労働者の賃金を引上げ(就業規則等に規定)
- 2 引上げ後の賃金支払実績
- 3 賃金引上げに資する業務改善を行い費用を支払うこと(1)単なる経費削減のための経費、(2)職場環境を改善するための経費、(3)社会通念上当然に必要な経費は除きます。)
- 4 解雇、賃金引下げ等の不交付事由がないこと 等

支給額 : 3の経費の2分の1。ただし、企業規模30人以下の事業場は4分の3。(上限額は下表のとおり)

引上げ対象労働者数	引上げ額	助成上限額
1～9人	40～59円	100万円
	60円以上	100万円
10～14人	40～59円	100万円
	60円以上	130万円
15～19人	40～59円	100万円
	60円以上	140万円
20人以上	40～59円	100万円
	60円以上	150万円

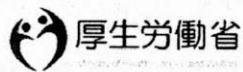
申請先 : 申請事業場の所在地を管轄する労働局

#### 業務改善助成金の手続



☒ 申請書 [273KB][273KB]

☒ 助成金要綱 [950KB][950KB]



〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 電話:03-5253-1111(代表)  
Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare, All Right reserved.

中小企業専門家派遣・相談等支援事業実施結果

大阪局(平成27年3月末日現在)

	相談件数		専門家派遣件数	
	前年同期		前年同期	
大阪府最低賃金総合相談支援センター	603	723	91	84

臺灣省立圖書館藏書  
(古書行本 8 冊 5 冊 1 冊 1 冊)

編目號碼	書名	冊數	備註
AB 1	...	...	...
...	...	...	...
...	...	...	...
...	...	...	...

2015年1月20日

大阪地方最低賃金審議会  
 会長 玉井 金五 様  
 大阪労働局  
 局長 中沖 剛 様



日本労働組合総連合会大阪府連合会  
 会長 山崎 弦 様

## 審議会の円滑な推進と 最低賃金行政の環境整備に向けた意見・要望書

貴審議会、貴労働局におかれましては、日頃より勤労者が安心して働くことのできる労働諸条件の確立に向けて、ご尽力頂いていることに心から敬意を表します。

2014年地域別最低賃金額は、中央最低賃金審議会が示した目安額（19円）を引き上げ、838円となりましたが、憲法25条で保障される「健康で文化的な最低限度の生活」を営むに値する金額までの大幅な引き上げには至らず、極めて残念な結果となりました。

ご承知のとおり、最低賃金制度は、すべての労働者を適用対象とする地域別最低賃金と特定の産業の基幹労働者を適用対象とする特定（産業別）最低賃金によって、労働者の労働条件改善に重要な役割を果たしています。

しかしながら、雇用形態の違いによる賃金格差が生じ、非正規労働者の賃金や待遇は十分な状況にはありません。若い世代が将来の生活に希望を持てる社会を実現するためにも、最低賃金を引上げることは極めて重要です。また、最低賃金の引き上げは、「改訂日本再興戦略」にも掲げているとおり、全ての所得層での賃金上昇と企業収益向上の好循環の持続・拡大にも資するものと考えます。

よって、連合大阪は、最低賃金の大幅な引上げに向けて、大阪府最低賃金審議会の円滑な推進と最低賃金行政に関する環境整備の観点から、以下のとおり意見・要望します。

### 【全体を通して】

- (1) 最低賃金の履行に向けた監督体制の強化と事業者への周知徹底をはかること。
- (2) 中小企業の経営力強化に向けた総合的な支援施策を拡充すること。
- (3) 審議会委員の最低賃金制度の見識向上に向けた学習会を開催すること。

### 【地域別最低賃金】

- (1) 雇用戦略対話の合意に基づき、まずは早急に連合大阪リビングウェイジ990円を確保すること。
- (2) 従来の上げ幅改定議論から脱却し、あるべき最低賃金水準の議論へ転換をはかること。
- (3) 審議会資料Aランクにおける大阪の個別データを公表すること。（賃金改定状況調査）

### 【特定（産業別）最低賃金】

- (1) 産業の基幹的労働者として地域別最低賃金より優位性が確保できるよう、適用労働者の範囲見直し等について公労使で議論すること。
- (2) 地域別最低賃金が特定最低賃金を上回るおそれのある産業の改正の必要性審議については、2014年から実施した当該産業労使が選出された専門部会方式を継続すること。
- (3) 必要性の諮問は、当該産業労使による審議のため、「必要性の答申」後に行う改正諮問を省略するなど、これまでの仕組みを見直しした効率的な運営を検討されること。
- (4) 新たに設定する産業は、新設の申出要件を緩和し、賃金の底上げから労働条件を向上させること。
- (5) 産業別の審議日程は、今日的な産業構造の変化を考慮し、運営小委員会で柔軟に対応すること。



2015年2月17日

厚生労働大臣 塩崎恭久 殿  
大阪労働局長 中沖 剛 殿

## 要 求 書

関西合同労働組合  
執行委員長 石田勝啓

- 1 1月7日発足の国家戦略特区法に伴う「XXXXXXXXXX」(大阪市XXXX)について  
発足式に大阪労働局長も出席し、XXXXXXXXXXに参画している。当組合としては、この構想そのものが労働法の理念を壊すものとする。この観点から以下のように要求する。
- (1) XXXXXXXXXXへの参画の法的根拠、その経過、労働局としての基本態度、活動内容を明らかにすること
- (2) 貴労働局の労働者保護、労働法の基本理念にたったあり方について見解を明らかにすること。
- 2 大阪労働局の労働相談の実態を明らかにすること
- (1) 昨年の労働相談の実態
- (2) 直近5年間の労働相談の実態
- (3) その際、労働組合への紹介についてはどうなっているのか、その詳細な実態の報告を求める。
- 3 就業規則をめぐる労働基準監督署の対応について
- (1) 岸和田労働基準監督署 (昨年XXXX月)
- 管轄内のXXXXXXXXXXが新就業規則を当該労基署に提出したが、労働者代表の意見書がないにもかかわらず受領した。掲示されている就業規則にはXXXX月XXXX日付けの岸和田労基署の押印がされている。
- これらは関西合同労組の団体交渉で明らかになったが、こういうことが許されるのか、見解を求める。また、意見書の添付についての基本姿勢を求める。
- (2) 上記(1)の新就業規則には不利益変更にあたる箇所があり、組合の団体交渉で問題となったが、不利益変更についてのチェックや指導はどのようになされているのか。
- (3) 岸和田労基署においては数年前に就業規則の閲覧を求めた当組合員(XXXXXXXXXX)を署内から退去をさせる事案も起こっている。当組合は管内に幾つかの職場を抱えているので危惧を深めている。岸和田労基署の労働者保護行政について見解を求める。
- (4) 堺労働基準監督署 (昨年XXXX月XXXX日)
- 「組合の仲間が、懲戒処分に向けられようとしている。会社では社長に言わないと見れないので見せて欲しい」と閲覧の申し出を行った。対応したXXXX監督官は「見れない状態ではないので『周知されていない』とはいえない」「(見せるのは)違反です」と対応

27 2 17

した。

その後、貴労働局監督課に訴え当日是正されたが、堺労基署のこのようなことが何故起こったのか。今後の是正を要求する。

(5) 就業規則の周知義務が果たされていない、労働者代表選挙の公正さがそこなわれている事業所が多く見られる。

社長の許可なしには見れないとか、見にくい場所（会社ロッカーとか、会社管理者の机など）にあるケースが見られる。就業規則を使用者が労働者に配布せず、コピーも禁止しているケースが多く、やむなく管轄労基署に閲覧に行かざるを得ない。

また、労働者代表選挙においてもその主旨が告げられてないとか、会社が指定した人物への信任を求めるケースなどがある。

労働組合の交渉でやっと会社に是正させている状態である。労働局の見解を求める。改善指導の強化を求める。

閲覧が困難ケースの場合、労基署でのコピーの配布を求める。

4 未払い賃金の実態についての報告を求める。

未払い賃金の改善指導についての貴労働局の対応について明らかにすること。

5 最低賃金について

関西合同労組は1, 500円を求める。労働局の見解を求める。

なお、最低賃金については、昨年と同様、別途意見書を提出する。

2015年2月25日

厚生労働省大阪労働局  
局長 中沖 剛 殿



全日本建設交通一般労働組合大阪府本部  
執行委員長 田村 光太郎

同・大阪トラック部会  
部会長 田村 光太郎

## トラック運転者の状態改善を求める要請書

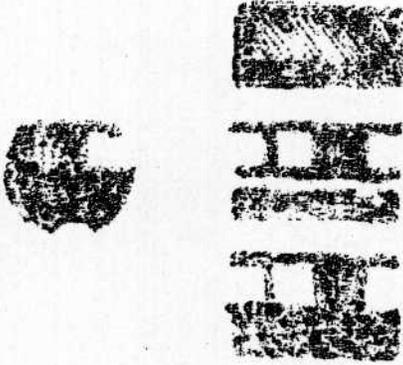
貴局の日頃のご尽力に敬意を表します。

私たちが働くトラック運輸産業の賃金・労働条件、また、交通事故・労働災害対策及び業界秩序改善に関して下記のとおり要請いたしますので、貴局におかれましては、積極的な対応いただけますよう求めます。

## 記

1. 自動車運転者の「改善基準告示」を、ILO 第 153 号条約や同第 161 号勧告、厚生労働省「過労死認定基準」等との関連から以下のとおり改正されること。併せて、「改善基準告示」を法律とされること。
  - (1) 1 日の拘束時間の限度を原則 11 時間以内とされること。
  - (2) 1 か月の拘束時間については、原則 248 時間を限度とされること。
  - (3) 休息期間については原則 13 時間以上（トラックにあつては車内ベッドでの休息を除く）とし、休息地については居宅もしくは駐車場および宿泊設備を完備した施設とされること。
2. 道路貨物運送業における、社会保険の未加入事業者数と加入対策について開示されること。
3. 大阪での道路貨物運送業（トラック運輸）の産業別最低賃金（特定最賃）法制度化の新設等について、次のとおりとされること。
  - (1) 決定要件を、最低賃金法第 1 条の趣旨に基づいた内容に改正されること。
  - (2) 大阪労働局長へ申し出するにあたり、必要な運転者数（3 分の 1）と、判断される根拠を明確にされること。
  - (3) 2008 年 7 月施行の最低賃金法に基づく、派遣労働者と派遣先の最低賃金（特定最賃）の関係について明確にされること。
4. トラック事業者による法令遵守と安全運行の確保にむけ、貴局本省と連携して監査体制を強化されること。そのための人員を確保されること。

以上



2015年3月23日

大阪労働局長 殿

大阪府最低賃金審議会会長 殿

全大阪労働組合総連合（大阪労連）

議長 川辺 和宏

## 最低賃金審議会委員の公正任命と 最低賃金審議会の公開性を求める要請書

最低賃金審議会制度は、「賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資する」（最低賃金法第1条）という目的を達成するために、設置されたものです。詳細を規定している最低賃金審議会令には「委員の定数」の規定はありますが、任命に関わる基準は示されていません。

大阪労連は、全国一律最低賃金制度確立の政策提起をはじめ、“最低賃金生活体験・生活証言運動”などを通じて現行地域別最低賃金の不当な低さを告発し、法定最低賃金の大幅な引き上げを求めてきました。あわせて、最低賃金審議会の労働者委員を推薦し、貴職に対し公正・公平な任命を要請してきましたが、労働局長の裁量事項として「総合的判断」との理由で明確な理由も示されず、不公正な任命が続けられてきました。また、専門部会の公開も要請してきましたが、実現しないままです。

最低賃金の決定に当っては、最低賃金審議会での調査審議が大きな役割を果たします。最低賃金決定に関わるすべての審議会・専門部会の公開と、審議会委員任命については、公正な立場から任命することを強く求めます。つきましては、下記事項の実現を要請致します。

### 記

1. 最低賃金審議会、同専門部会のすべてを公開し、民主性・公開性を貫くこと。
  - ・現場労働者の声を反映させるべく、希望者による意見陳述の機会等を継続すること。
  - ・傍聴者への資料については、審議委員への資料と同じものを配布すること。
  - ・専門部会を公開とすること。
2. 大阪労連加盟組織及び大阪労連推薦者を最低賃金審議会委員に任命すること。
  - ・任命根拠を明らかにすること。
  - ・任期途中の欠員の場合、当初立候補者から順次任命すること。
  - ・任期途中での退任の場合、退任した組織からの任命を行わないこと。
3. 大阪府最低賃金を、時間額 1,400 円以上、日額 10,000 円以上、月額 20 万円以上に引き上げること。
  - ・最低賃金の日額、月額設定を復活させること。
4. 全国全産業一律 1000 円の最低賃金制を確立すること。
5. 最低賃金にかかわる監督官を増員し、監督行政の強化をはかること。



以上

E

2015年 4月15日

厚生労働省  
大阪労働局  
局長 沖 剛 殿

# 2015年度 交通運輸産業政策制度要求申し入れ

近畿地方交通運輸産業労働組合協議会

議長 延 博 殿

近畿地方交通運輸産業労働組合協議会

トランスポート部 部長 園 田 龍 殿

大阪交通運輸産業労働組合協議会

トランスポート部 部長 山 口 善 殿



日頃の運輸行政推進にご尽力されていますことに、心より敬意を表します。

さて、トラック運輸産業は、「行き過ぎた規制緩和」以降、小規模事業者の参入が大幅に増加し、貨物輸送量の減少が続く中、事業者間の競争が激化、燃料費の高止まり、高齢化するドライバーの問題、そして全産業との年収の格差拡大と多くの課題が山積しています。その結果、既に自助努力が限界に達しており、多くの事業者が存続の危機に直面しています。

このような中、国土交通省では、トラック産業の健全化・活性化に向けた有識者会議が開催され、「不適正事業者の指導強化・退出促進及び優良事業者への配慮」「適正取引の推進」「新規参入時の事前チェックの強化」「業界イメージの改善」「キャリアアッププランの提示」「若年層へのアピールの強化」「女性の活用促進」などについて、ロードマップが作成され取り組みが進められています。

私たち近畿交運労協トラック部会は、トラック運輸産業の労働組合として、産業の健全な発展、そして働く者の生活の安定と地位向上を希求しています。そのためには、輸送秩序の確立や公正競争の確保はもとより、適正運賃の収受や過重な税負担の軽減により業界の底上げを図ることが、労使を挙げての課題であると認識しています。

つきましては、以下のとおり「2015年度交通運輸産業政策制度に関する要請」を取りまとめましたので、申し入れ致しますので、業界の発展と社会的地位の向上にむけ、各段のご尽力をいただきますようお願い申し上げますとともに、本申し入れに対しご回答いただきますようお願い致します。

## 記

### 1. 規制緩和の検証について

1990年12月に施行された物流二法は、新規参入事業者の急増をもたらした。さらに2003年4月には改正貨物自動車運送事業法が施行された結果、規制緩和以降の23年で、事業者数は1.5倍以上の62,910者となっている。

規制緩和後の事業者の大幅な増加は、競争激化および運賃の低下、加えて安全・環境等のコストの上昇などをもたらした。トラック運送事業者の経営の厳しさから、「過密運行」「過労運転」「過積載」「社会保険等未加入」などの問題が解消されない状況にある。

我々、労働組合が昨年5月に道路上で7,864人のドライバーから聞き取り調査を行った結果、過積載の運行状況は、「頻繁にある」が4.0%、「ときどき指示される」が12.0%の合計16.0%と未だに高い水準となっている。さらに、社会保険の未加入状況は、厚生年金14.8%、健康保険15.1%、雇用保険7.5%と社会的規制が遵守されていない現状となっている。

以上のことから、この間進められてきた規制緩和について、働く者が犠牲になっている実態も含め、現状の問題解決に向けて「参入規制強化」や「労働問題の負の部分」などの検証を官・労・使で行う時期にきていると考える。貴局の見解をお聞かせ願いたい。

併せて、現状をふまえ、トラック運輸産業で働く者の労働環境改善に向け、社会保険・労働保険への加入の徹底、また関係機関と情報共有をはかり、不適切な事業者は事業免許を取り消すなど、チェック機能の強化と行政監査指導を充実されたい。

## 2. 輸送の安全確保に向けて

### (1) 労働時間の短縮と労働法制の遵守について

労働時間短縮の取り組みについて、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」において、2013年における産業計と営業用貨物自動車運転手の年間総労働時間を比較すると、産業計の2,160時間に対し、営業用貨物自動車運転手は2,609時間と21%多い労働時間が報告されている。

加えて、同年の自動車運転者を使用する事業所に係る改善基準告示の違反は、監督実施事業場数3,106の内65.6%にあたる1,980事業場で違反が指摘されるなど、長時間労働の実態に加えて労働法制の遵守についても大きな問題となっている。

このような業界の実態は、労働者の健康、社会・家庭生活を阻害するだけでなく、産業・企業の社会的責任でもある安全輸送にも大きな影響を来す恐れがある。

したがって、労働法制を遵守させるとともに、「改善基準告示」の完全遵守に向け対策を講じ、各事業者を指導されたい。

なお、厚生労働省の過労死労災認定基準（2カ月以上にわたり1カ月平均の時間外労働80時間以上）を超過している改善基準告示の総拘束時間（月間293時間、年間3516時間）については、あり方に矛盾があると受け止めている。貴局の見解をお聞かせ願いたい。

### (2) 荷役作業時の責任の明確化について

厚生労働省は、特に「荷役作業時の労災死傷者数が年間1万人程度で推移しており、労働災害全体の1割に達しようとしており減少がみられない。また荷役作業での労働災害の3分の2は荷主先で発生し、そのうち8割は、トラック運転者が被災している状況にある」として、トラック運輸産業を重点取り組みが必要な業種に指定し、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」を策定した。

ガイドラインでは、荷役作業による労働災害が減少しない要因として、荷役作業におけるトラック運送事業者と荷主等の役割分担が明確になっておらず、その結果として荷役作業における安全対策の責任分担も曖昧になってい

る場合が挙げられるとして、運送契約時に、荷役作業における役割分担を明確にする（荷役作業時の付帯作業について書面契約の締結）ことが重要であるとしているが、取り組みが進展していない。

したがって、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」を荷主に周知いただくとともに、荷役作業等の付帯業務について事前確認を行い、書面契約の締結が図られるよう、各事業者を指導されたい。

### 3. トラック運転者不足に対する雇用政策の推進について

国土交通省の調べから、2015年度には、14.1万人のドライバー不足に陥ると予測されていた雇用情勢は、ドライバーの不足感が深刻化しており、トラック運転者の採用が困難な地域が多く、労働力の確保が喫緊の課題となっている。またトラック運送事業の雇用面での特性は、長時間労働が一般的で労働諸条件は他産業に比べ劣悪であるため、若年層に敬遠され、高齢化が進んでいる。総務省の「労働力調査」によると、道路貨物運送事業における就業者数の7割近くが40歳以上の中高年層で占めており、15歳から29歳までの若年層の就業者数は1割程度にとどまっている。また女性の就業者数は全体の2割にも満たない状況にある。

このままでは高齢化がさらに進み、今後の輸送力確保に支障をきたし、国内経済と国民生活に大きな影響を与えかねない。こうした状況を放置すると、わが国産業の生産活動・国民生活に支障をきたしてくるのは必定であり、早急な対策が必要である

(1) 「拘束時間を含めた総労働時間の短縮」「公正な取引慣行の確立」「労働法制等の周知徹底と遵守」「女性労働者の雇用安定と拡大を図るための労働条件の整備と職場環境の改善」「労災（交通事故）や職業病（腰痛）撲滅のための職場環境の改善」等の総合的な施策を関係する省庁と連携をはかり早急に講じられたい。

(2) 警察庁より、車両総重量3.5トン以上7.5トン未満の自動車免許について、18歳で取得可能な新免許区分制度の導入が提言され、新設の免許区分はトラックを用いた試験・教習によって18歳以上で運転経験を問わず取得できることとなっている。労働力不足にある業界では、将来を担う若い人材の確保に向けた一方策と期待されている。

したがって、トラックドライバーの育成の観点から新規免許取得者に対する財政的支援を検討されたい。

併せて、大型一種免許や特殊車輛免許の取得者が減少していることから、厚生労働省の教育訓練給付制度やキャリアアップ助成金制度をさらに充実させていくことが必要であり、運転者育成のための措置を講じるよう要請する。

#### 4. 特定（産業別）最低賃金の確立について

トラック運輸産業は、99%以上が中小零細で未組織の実態にあり、無秩序な競争にさらされている。その傾向は、参入要件の緩和によりさらに強まっている。

その結果が、そこで働く労働者の労働条件を含めた「しわ寄せ」に繋がっている。特定（産業別）最低賃金の導入は、コストに見合った運賃交渉を荷主と行うための材料につながることから、賃金水準の底上げ・労働条件の維持・改善および労働力の質的向上にも有効であり、労使関係の安定のみならず、事業の公正競争確保や輸送秩序の確立に役割を果たすものである。

については、トラック運転者の「特定（産業別）最低賃金制度」を全国に設定できるよう、各事業者を指導されたい。

#### 5. 労働条件の整備について

中小・零細事業者における運転者の労働条件は、他産業に比べ低位におかれている実態にある。また、労働相談の中で多く聞かれるのは、「時間外労働に対する賃金が不払いである。」「労働時間が管理されていない。」「就業規則を見たことがない。」「賃金規程がわからない。」「歩合給が導入されているが説明を受けていない。制度の仕組みや運用がわからない」「事故（交通事故・貨物事故）の弁済を求められる。」「自分の雇用形態が分からない」など、問題のある相談が寄せられている。

労働局として積極的な監査を行い、労働法制を遵守しない事業者については、厳罰を与えるなどの処置を早急に講じていただきたい。

また、長時間労働が蔓延している実態から、月間60時間超の時間外割増率の取り扱いや長時間労働者に対する産業医による面談が適切に実施されるよう指導されたい。

併せて、2013年4月に施行された改正労働契約法について、法改正の趣旨をふまえ、無期労働契約への転換がはかれるよう、事業者を指導されたい。

以上

